

報告第 2 3 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 4 1 年小田原市条例第 3 4 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

事故賠償について

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 専決処分年月日 | 令和 8 年 7 月 1 日 |
| 2 | 損 害 賠 償 額 | 5 9 , 8 6 2 円 |
| 3 | 相 手 方 | 市外在住者 |
| 4 | 事 故 の 概 要 | 令和 7 年 4 月 1 5 日午後 4 時頃、相手方車両が市内沼代
1 0 2 6 番付近の広域農道小田原中井線を走行していたところ、
道路上に垂れ下がった植物の蔓に接触し、車両の左サイドミラー
が破損した。 |